築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号別表の書式により証する書類（租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定の適用を受けようとする場合においてはその者の居住の用に供する日までに、同法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においてはこれらの規定に規定する取得期限までに、当該耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅に係るものに限る。）

二　平成二十六年国土交通省告示第四百三十号第二号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十二項、第二十三条の五の二第七項若しくは第二十三条の六第六項の申請をした場合　耐震改修住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し（租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定の適用を受けようとする場合においてはその者の居住の用に供する日までに、同法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においてはこれらの規定に規定する取得期限までに、耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅に係るもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2―1の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）

三　平成二十六年国土交通省告示第四百三十号第三号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十二項、第二十三条の五の二第七項若しくは第二十三条の六第六項の申請をした場合　耐震改修住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約に限る。）が締結されていることを証する書類（租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定の適用を受けようとする場合においてはその者の居住の用に供する日までに、同法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においてはこれらの規定に規定する取得期限までに、耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅に係るものに限る。）

イ　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。

ロ　建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に隠れた瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。以下同じ。）がある場合において、次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に掲げる損害を**塡**補するものであること。

⑴　宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第三項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が売主である場合　既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

⑵　宅地建物取引業者以外の者が売主である場合　既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に隠れた瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を**塡**補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十二条の二の二第二項第三号の規定に基づき、家屋（同項第二号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので、告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第三号に規定する家屋（同項第二号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　居室
二　調理室
三　浴室
四　便所
五　洗面所
六　納戸
七　玄関
八　廊下

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十二条の二の二第二項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十二条の二の二第二項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

一　介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
二　階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
三　浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
イ　入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
ロ　浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
ハ　固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
ニ　高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事